

令和3年8月26日

第152回 遠野市農業委員会総会議事録

第152回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年8月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号
会議年月日 令和3年8月26日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 多田由香子

本日の案件 第152回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
報告第3号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第26号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
議案第28号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第30号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第31号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を1番、田中ナオ子委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第152回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。 特に会長個人として出席したものはございませんけれども、8月20日、令和3年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会に会長職務代理者と出席してございます。本年度はコロナの関係で研修会は中止となったことを報告させていただきます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>経過報告書をご覧ください。 7月29日から8月6日まで、令和3年度農地パトロール（利用状況調査）を実施しております。 7月29日、令和3年度いわてポラーノの会第2回理事会に小向委員が出席してございます。 8月3日、令和3年度第1回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に菊池秀樹委員と松田朋幸委員が出席してございます。 8月7日、遊休農地解消活動としてエゴマ摘心作業を行っております。 8月10日、農地法等申請締切日。同日、家族経営協定研修会「協定のメリットについて」ということで、アドバイザーさんが出席しております。 8月11日、令和3年度農業者年金加入推進特別研修会に2名の委員さんが出席しております。同日、令和3年度第2回農業委員会だより編集委員会議を開催しております。 8月17日、令和3年度農地パトロール、附馬牛地区で実施しております。 8月18日、農地転用等現地確認調査を実施しております。同日、令和3年度第3回農業委員会だより編集委員会議を開催しております。 8月19日、令和3年度第3回農地専門委員会を開催しております。 8月23日、令和3年度第5回運営委員会を開催しております。 本日、第152回遠野市農業委員会総会。この後、令和3年度家族経営協定研修会、第3回農地利用最適化推進検討会を開催いたします。 8月27日以降の主な行事予定です。 8月31日から9月16日まで、令和3年9月遠野市議会定例会が開催されます。 9月1日、令和3年度第4回農業委員会だより編集委員会議を開催いたします。 9月10日、農地法等申請締切日。 9月15日、農地転用等現地確認調査。 9月16日、農業委員会だより「遠野盆地」発行日です。 9月17日、全国農業新聞9/17発行号の地方版「われら農業委員・推進委員」に菊池雄太委員が掲載されます。 9月22日、令和3年度第6回運営委員会。 9月27日、第153回遠野市農業委員会総会を予定しております。 以上です。</p>

議 長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。1ページです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は3件です。内容は備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が農地を相続したものです。すべて子が相続しております。今後につきましては、番号1番と2番は自己管理です。3番は自己耕作です。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。2ページです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。 番号1番、湿田により耕作に不便をきたしていることから、ビニールハウスを設置し野菜を耕作するため盛土するものです。 番号2番、農業用の車庫が必要なことから、車庫を設置するものです。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。令和3年7月28付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、8月19日に開催した令和3年度第3回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員会委員長から報告を受けました。 遠野農業振興地域整備計画の変更案、農用地区域からの除外5件について、現地確認をしたうえで協議を行った結果、5件すべてについて「異議なし」と判断したとのことでした。これについてはこの後、議案第31号として上程いたします。 以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて総会への報告と致します。農地専門委員会の皆様ご苦勞様でした。 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

農地係長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に2番、菅田ツヤ子委員、3番、多田靖志委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p> <p>3ページ、4ページです。第152回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 法第3条、今月計2件、2,874㎡。 利用集積、今月計1件、35,868㎡。 法第4条、なしです。 法第5条、今月計2件、917㎡。 適用外、今月計1件、224㎡。 法第18条第6項、なしです。 以上です。</p>
議長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第26号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>5ページです。議案第26号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は新規就農のため要請し譲り受けるものです。 番号2番、譲受人は自己所有地の隣接地で利便が良いことから、要請し譲り受けるものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区の昆です。今月18日、事務局3名、農業委員2名、推進委員1名、計6名で現地確認をいたしました。場所は●●の■■■■の橋を市内方面に向かって、橋を渡って100メートル少し行ったところです。もう1筆が橋を渡ってすぐ右、■■■■の方には400メートルくらいのところです。前から借りて使っているようで、特に何も問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>推進委員の昆野裕子です。8月18日午前、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認いたしました。場所は●●町●●●●。譲受人は牧草をまいて、草地をきちんと管理されており、何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1番委員	<p>1番、田中です。1番の案件ですが、譲受人は新規就農ですけれども何を栽培するのでしょうか。</p>
農地係長	<p>自家用の野菜を栽培するということで、じゃがいも、大根、人参、白菜といった内容で営農計画を出されております。</p>
議長	<p>田中委員よろしいでしょうか。</p>

1 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第27号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	6 ページです。議案第27号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定の新規が1件です。 番号1番、契約期間6年の賃貸借権設定です。 申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
1 5 番 委 員	15番、多田です。設定を受ける方が●●町で土地が●●●ということですが。これは酪農家ということですが、土地は大丈夫ですか。
事務局次長	今回、新規ということになっておりますけれども、既に貸し借りの関係がありまして、貸人の名義が新しくなって契約をし直すという内容です。
1 5 番 委 員	了解しました。
議 長	補足しますけれども、●●●●さんですけれどもお兄さんが亡くなっていて、そのお兄さんと契約をしていたのですがその再契約というか、引継ぎの契約という内容です。
1 5 番 委 員	土地が●●●になっていたんで、ちょっと遠いなと思ひまして。
議 長	はい。その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第27号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第28号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>7ページです。議案第28号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてです。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が4件。相続により改めて岩手県農業公社との、番号1番と2番が賃貸借権、3番と4番が使用貸借権の権利の設定を受けるものです。期間については、それぞれ当初の残りの期間となっています。申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧ください。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>8ページです。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、資材置場を目的とする一時転用で、追認案件となります。転用期間は16か月です。今回、●●友地区の農業委員が、転用許可を受けずに資材置場が設置されていることを発見したため、農地転用の指導を行い申請が出されたものです。申請人は所有者から申請地を借り受ける際に農地法の手続きが必要なことを認識していなかったため、転用許可を受けずに使用にいたったものです。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意性はなく、農地法を認識し事前に申請していれば許可できたものと思われるものです。申請地は第1種農地であります。3年以内の一時転用であることから許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを事業計画書で確認しております。 番号2番、駐車場整備を目的とする転用です。申請人は婚姻等により家族が増えたことにより、住居敷地内の駐車スペースが手狭となったことから、申請地を購入し駐車場を整備しようとするものです。申請地は休耕中の畑で自宅の隣接地であるため、適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。既存集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当し許可できるものと判断しました。事業費は自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。 以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	推進委員の昆野裕子です。8月18日午前、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認いたしました。場所は●●町●●、■■■■■に関わる工事で、資材置場の一時転用として何ら問題ないと確認いたしました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の佐々木恵美子です。2番について現地確認の報告をいたします。8月18日、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地確認をいたしました。受人の住宅に隣接する畑となっておりますが、周辺農地への影響等もなく何ら問題ないと判断いたしました。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
4番委員	4番、藤田ですが、1番の借受人が■■■■■■株式会社■■営業所。これは●●で初めて賃貸借の手続きを取ったのですか。過去に借りたりとかは、あるのですか。
議長	暫時休憩します。 (休憩)
議長	再開します。
農地係長	お答えいたします。これまでに●●市内でこういった事業を実施したことがあるかどうかについては確認をしておりませんでした。
議長	藤田委員、よろしいですか。
4番委員	農地に資材置場を置く場合は転用許可が必要だということはこの会社は分かっているのではないかなと思ひまして。●●だけであるわけではないので、分かっているやったのではないかという気がします。悪意があるのではないかなと。
農地係長	この件に関しましては、受人はこういった事業に長けている大きい法人でありますので当然に理解しているはずだということで、こちらもこの事実が分かったときには業者の方にその旨お話ししたましたが、これまで窓口にいらっしゃった方は農地を資材置場にした経験がなかったので分からなかったということでありましたので、法人とすれば農地法に定められているものなのでその辺を理解して、今後、十分気を付けるようにと指導しております。
議長	藤田委員、よろしいですか。
4番委員	分かりました。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第30号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第30号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人は●●●●●氏と口約束で土地を交換し、●●●●●氏が昭和54年に乾燥場を建築し、現在にいたってしまったものです。今回、登記のために土地を確認した結果、農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 以上1件、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。土淵地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐々木です。今月18日午前、農業委員1名、推進委員3名、事務局3名で現地を確認しました。場所は■●■号線、●●のバス停手前、●●●川の対岸にありました。確認いたしました。問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第31号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>10ページです。議案第31号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠野市長から意見聴取がありましたので、農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について、意見の決定を求めるものです。農用地利用計画の変更概要は農用地区域からの除外5件となります。それぞれ事業地の選定にあたっては事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化、効率化に与える影響等を考慮した結果、農用地区域外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。別添の資料をご覧ください。 番号1番、事業計画者は農家住宅建築のため、令和2年5月8日付けで農業振興地域農用地区域からの除外決定を受け、同年7月10日付けで農地転用許可を受けました。しかし、許可後に、建物と水路の適切な距離を取っておらず水路保護工事を行うと建物が配置できないことが判明したため、令和3年5月20日付けで許可取り消しをしております。これについては、令和3年5月25日開催の第149回総会で許可取り消しの報告をしております。事業計画者が再検討を行った結果、先に農振除外した土地の南側を新たに除外し、農家住宅を建築したいことから、今回の申請がなされたものです。</p>

除外面積は106.6㎡、事業概要については1-1に記載のとおりであります。農用地区域からの除外に関する検討表を1-7、位置選定検討場所は1-8と1-9に載せております。この検討表については令和2年5月8日時点での除外の際の検討表となりますが、今回は除外面積の拡張であることから申請地以外に代替できる土地はないということでの申請となっております。

番号2番、2-1をご覧ください。事業計画者は現在親と同居していますが、子供の成長とともに手狭となったため、自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては農業後継者であること、将来の両親の介護等を考慮し、現住居に近い父の所有地に新たに住宅を新築しようとするものです。除外面積は4,180㎡のうち775㎡となります。事業概要につきましては記載のとおりであります。農用地区域からの除外に関する検討表は2-7、位置選定検討場所は2-8から2-10に記載してあるとおりです。事業実施の位置検討にあたりAからDの4か所を検討した結果、Aは農用地区域外で地目が雑種地ですが現住居から5kmほど離れて遠いこと、Bは農用地で現住居から3kmの遠方にあること、Cは農振農用地区域外で地目が原野となっておりますが物置等があり今後も使用し続ける、Dは農用地ですが父の所有地で現住居に近く同じ敷地内の農地を耕作することも考慮し適地としたものです。

番号3番、3-1をご覧ください。事業計画者は工務店を経営しており、従業員用の駐車場を整備しようとするものです。計画にあたっては、工務店の事務所に近く必要な面積を確保できる場所を検討した結果、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は373㎡です。事業概要につきましては記載のとおりであります。農用地区域からの除外に関する検討表は3-7、位置選定検討場所は3-8に記載しております。事業実施の位置検討にあたりAからDの4か所を検討した結果、A、B、Cの3か所についてはいずれも地権者の許可が得られず、Dは農用地であります自己所有地で開発に支障がないことから選定したものです。

番号4番、4-1をご覧ください。事業計画者は現在夫の実家で父、母、自分の家族6人で同居していますが、現在の居宅では手狭で安定した生活環境を確保するため、新たな場所に自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては現住居の周辺に自己住宅を新築したいものであります。除外面積は797㎡。事業計画概要は記載のとおりであります。農用地区域からの除外に関する検討表は4-7、位置選定検討場所は4-8に記載しております。事業実施の位置検討にあたりAからDの4か所を検討した結果、Aは農用地区域外で実家の隣接地であります地権者の同意が得られなかった、B及びCは農用地区域内で実家に近い場所にあるが地権者の同意が得られなかった、Dは農用地ですが地権者の同意が得られ開発に支障がないことから適地としたものです。

番号5番、5-1をご覧ください。事業計画者は土木建設業者で、事業の拡大にともない車庫兼倉庫、資材置場、駐車場を整備しようとするものです。計画にあたって会社に近い土地で必要な面積を確保できる場所を検討した結果、農用地区域からの除外が申請されたものです。除外面積は2,746㎡。事業計画は記載のとおりであります。農用地区域からの除外に関する検討表は5-7、位置選定検討場所は5-8のとおりとなっております。事業実施の位置検討にあたりAからDの4か所を比較検討した結果、Aは農用地で開発困難であり地権者の同意が得られなかった、B及びCは農用地で現在耕作しており、また、埋蔵文化財包蔵地であるため転用不可、Dは農用地ですが、会社の隣接地で地権者の同意が得られたことから適地としたものであります。

以上5件につきましては先ほどの報告第3号で報告したとおり、令和3年8月19日に農地専門委員会を開催し、現地確認、及び、その後の農地専門委員会の協議により、5件についてすべて農用地区域からの除外について「異議なし」という回答をいただいております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第31号は原案のと

	<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは事務局から。</p>
事務局次長	<p>資料ですが、令和3年度家族経営協定推進について、ということでお配りしておりました。昨年度の家族経営協定の推進で、各地区で皆さんにリストアップしていただいて8月の総会で報告しますという流れにしておりまして、お配りしている資料の方に各地区からリストアップしていただいたものを一覧表にしておりました。合計で24件リストアップされております。昨年度の目標が各地区1名ということで、うまくいけば十分クリアできるなという状態です。家族経営協定は毎年度各地区1名ということでこの後も進めていくことになろうかと思えます。来年度は推薦する人がいないということにならないようお願いしたいと思います。今回は、未締結で取り組んでみようかという委員さんが結構多くて、この後もよろしくお願ひしたいと思います。検討会の方でも、この後研修会をして、検討会でももう少しわしく全体の中で説明をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>では、午後3時から令和3年度家族経営協定研修会がございますので、45分くらいありますけれども、3時まで少しお待ちください。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>以上をもちまして、第152回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時15分閉会</p> <p>署 名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>